

令和6年度青森市指定管理者選定評価委員会 会議概要
（「指定管理者制度導入の適否」に係る審査）

1 開催日時 令和6年4月26日（金） 13:40～14:10

2 開催場所 議会棟4階 第2委員会室

3 対象施設 青森市新青森駅西口駐車場、青森市新青森駅南口駐車場

4 出席者

(1) 選定評価委員

委員長	太田直樹	(企画部次長)
副委員長	工藤拓実	(総務部次長)
委員	工藤健志	(税務部次長)
委員	木村久美子	(市民部次長兼行政情報センター所長)
委員	池田享誉	(青森公立大学准教授)
委員	松本博子	(東北税理士会青森支部税理士)

(2) 施設所管課（道路維持課）

課長	葛原積範
主幹	工藤順也
技師	金澤慶紀

(3) 事務局（行政資産経営課）

課長	岩渕寿哉
主幹	福田幸高
主査	古川亜希子
主査	櫻田博光

5 審査結果 全委員異議なく、全会一致で次のとおり了承された。

- (1) 指定管理制度導入の適否：適
- (2) 指定期間：5年間
- (3) 利用料金制：なし
- (4) 募集形態：公募
- (5) グルーピングの適否：適（2施設一括管理）

6 主な質疑内容

委員：この駐車場は事業者の自主的な努力により利用料の増額が見込まれるような施設ではないとのことであるが、その他の指定管理者制度導入メリットである経費節減は図られているのか。

指定管理者制度を導入すると、指定管理者が直接実施できない業務は下請けに回り、経費面で不利ではないかと感じているが、それでも指定管理制度を導入する理由はあるのか。

施設所管課：指定管理者制度を導入せずに、委託業務を切り分けて委託すれば、委託料は安く済むかもしれないが、委託業務を発注・管理する職員の事務コストは発生する。また、雪が降った際に、指定管理者制度を導入していると、速やかに対応できる等、民間を活用することにより市民サービスが向上する指定管理者制度導入メリットがあるものと考えている。

委員：令和5年度は約568,000台の利用があり、令和6年度の利用台数の目標値は令和5年度よりも多くの利用を見込んでいるが、令和6年度の指定管理料が令和5年度より下がっている。どういう風に見込んで指定管理料を下げているのか。

施設所管課：令和5年度は精算項目である光熱水費と維持修繕料等を追加で指定管理料として支払った後の決算見込額であるのに対して、令和6年度はそれらを含まない予算額なので、指定管理料が下がっているようにみえる。

委員：利用料金制とはどのようなものか。

施設所管課：公の施設の施設使用料につきましては、通常市民からいただいた使用料は市に収受されるが、指定管理者制度導入施設においては指定管理者に当該使用料を利用料金として指定管理者に収受させることができる利用料金制を採用することができる。

利用料金制を採用するメリットとしては、施設の使用料収入を利用料金として指定管理者の収入とし、指定管理者が自らの努力により利用者を増加させることで、増収分を指定管理者の収入とするインセンティブを与えることにより、サービスの向上や施設の利用率・回転率などの改善などが図られるものである。市では指定管理者のノウハウや労働力などのものによって、サービス内容をどんどん改善させる余地があるものや、それによって施設の稼働を増やして利用料金を増やす余地があると、というようなものに関して、積極的に導入していく方針である。

当該施設は、新青森駅の利用者数に依存し、指定管理者の努力によって稼働率を上げるものではないため、施設所管課は利用料金制を採用しない提案をしている。